

資料 3

杉並区子どもの権利擁護に関する
審議会への諮問について

5 杉並第 28890 号
令和 5 年 8 月 28 日

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会 会長 様

杉並区長 岸本 聡子

杉並区の子どもの権利の擁護に係る施策に関し必要な事項について（諮問）

杉並区子どもの権利擁護に関する審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問
します。

記

1. 諮問内容

杉並区における子どもの権利に関する条例制定を見据えた、子どもの権利擁護の考
え方や区・地域団体・事業者等の役割、相談支援の仕組みなど本区における子どもの権利
擁護をより一層推進するために必要な方策について

2. 答申予定時期

令和 6 年 6 月